

沼津市工事着手日選択型工事試行要領Q&A

Q 1 適用日はいつから？

A 1 令和3年9月1日以降に公告する案件より適用です。対象案件は入札公告に該当工事である旨を記載し、設計書に特記仕様書を添付することとしています。

Q 2 工事着手日とは？

A 2 工事始期のことで、契約書に記載する着手日のことです。

Q 3 工事着手日前に準備をしてもよい？

A 3 工事着手日前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備を含め工事に着手はできません。さらに、承認行為等が必要な書類のやりとりや起工測量、着手前写真撮影などの現場における施工管理行為は出来ません。

Q 4 本制度を利用することにより、経費率等積算上考慮することはある？

A 4 特別考慮する必要はありません。積算方法は通常の工事と同様です。

Q 5 本制度のメリットは？

A 5 本制度は柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や配置技術者などをやり繰りしやすくすることで、受注者側の観点から平準化に資するものです。債務負担行為制度を積極的に活用し工事発注するなど、その他の平準化のための施策と合わせて実施していくことにより、より平準化促進の効果が発現されるものと考えます。また、発注者としては、その結果として不調不落対策につながるものと考えています。

Q 6 本制度のデメリットは？

A 6 受注者にとってデメリットはないと考えます。発注者としては、工事の効果発現が遅れる恐れがありますが、一方で不調不落の削減に資するため、問題があるものではありません。なお、当初から繰越の恐れがある工事については本制度の対象外なので、繰越を助長するようなこともありません。（予期せず繰越する場合は通常の繰越手続き）

Q 7 すべての入札方式で適用される？

A 7 現在は、制限付き一般競争入札の案件のみを対象として試行しています。公告文に対象案件である旨を記載します。

Q 8 一般的に工期延長する工事は多いが、影響は？

A 8 当然ながら発注段階で工期延長するかは不明ですので、「工期延長の可能性はある」という理由で対象工事にならないということはありません。工期延長が必要となった場合は、通常工事と同様に、設計変更及び契約変更手続きを行います。また、受注者にとっては、手持ち工事の工期延長によって技術者の配置が不可となる場合が考えられ、通常工事と同様に注意が必要です。

Q 9 対象外工事は？

A 9 竣工日や供用開始日が定められている工事、緊急性のある工事等です。

Q10 工程表、現場代理人等通知書、施工体制台帳、請負代金内訳書の提出期限は？

A10 以下のとおりです。

<通常工事と同じもの>

工程表、現場代理人等通知書→契約時

施工体制台帳→施工体制決定次第

<通常工事と異なるもの>

請負代金内訳書→着手日後 10 日以内（通常工事では、契約日後 10 日以内）

Q11 コリンズ登録の期限はいつ？

A11 工事着手日後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内です。

Q12 契約保証期間はどの期間？

A12 契約日から完成日までを対象とする保証とします。

Q13 着手日の変更はできる？

A13 契約締結後の着手日変更はできません。

Q14 工事着手日を選択した結果、完成予定日が休日になってもよい？

A14 着手日・完成予定日とも平日となるよう、工事着手日選択期間内で調整してください。

Q15 工事着手日を選択する際、標準工期日数を増減させてもよい？

A15 標準工期日数を増減させることはできません。

Q16 工事着手日選択期間（90日以下）は、どのように設定される？

A16 受注者の利便性を確保するためにも、対象工事の状況に合わせて、可能な限り長く設定するものとします。

Q17 工事着手日選択期間の最小日数の決まりはあるか？

A17 ありません。（契約締結日以降）

Q18 国、県も本制度を運用している？

A18 国や県が運用しているほか、県内では静岡市、浜松市、湖西市が運用開始しています。
（R3.8時点）

Q19 補助事業についても適用される？

A19 国も本制度を運用しているため、補助の有無で対象工事から除外されることはありません。